

「第5次旭川市障がい者計画（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

- 意見提出手続期間 令和7年12月24日（水曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで
- 意見の件数等 7者（個人7人、団体0団体）から8件
- ※ 御意見につきましては、原文どおりを基本としておりますが、一部読みやすくするため、修正を行っております。
- ※ 原文に個人名などが記載されている場合は< >で表記しています。

No.	御意見	旭川市の考え方
1	<p>障害者総合支援法の見直し（就労支援の再編）</p> <p>「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」統合（障害者総合支援法の見直しにより就労移行支援、就労継続支援A・B型を廃止。） (就労支援の再編により就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所を閉所。)</p> <p>近年の「就労移行支援」は就職の困難により利用者が減少てきて、近年の「就労継続支援A型」は経営困難により利用者が減少てきて、「就労移行支援事業所」は就職の困難により次々と閉所されて「就労継続支援A型事業所」は経営難により次々と閉所されて、障害者たちは結婚してくれるのは本当にとても困るし、これから福祉サービス事業所に通所している障害者たちには職員に昇格させたいから、そろそろ障害者たちは結婚して子供を出産してほしいし、それで障害者総合支援法の見直しにより就労支援の再編として「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」を統合してほしいので、そのため「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」を廃止させて、そして「就労移行支援事業所」「就労継続支援A・B型事業所」を閉所して、そのことを北海道庁、内閣官房、内閣総理大臣にメールを送ったから、本当になんとかしてください。</p>	<p>本計画素案49～50ページ「福祉的就労の底上げ」において、福祉的就労の場である就労継続支援について記載しておりますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の見直しによる就労系障害福祉サービス再編に係る御意見につきましては、障害者総合支援法の改正など国の動向を注視し、今後対応して参ります。</p>
2	<p>放課後等デイサービス利用料の負担軽減について</p> <p>現在、放課後等デイサービスの利用にあたり、おおむね年収890万円以下（一般1）と以上（一般2）とでは、利用者負担上限月額に実に8倍以上もの大きな差があります。</p> <p>デイサービスではきょうだいで通所している家庭も多く、1割負担でも利用料が上限の37200円に達することも少なくありません。おやつなどの実費を含めれば、さらに出費が嵩みます。</p> <p>障がいのあることを育てていると、両親共に思うように働けないこともあります。そんな中で少しの収入の差で跳ね上がる（一般2）の利用料の負担感はとても大きく、必要なサービスの利用を制限せざるを得ない状態になっています。</p> <p>最低賃金の上昇などで、今後こうした区分の壁に引っかかる世帯も増えてくるかと思います。</p> <p>全国では独自の無償化や、負担軽減の補助を行なっているところもあると聞きます。</p> <p>今回の旭川市障がい計画で、親の収入による格差なく、障がいのあるこどもが特性に配慮した適切なサービスを受けられるよう、積極的な支援の検討をお願い致します。</p>	<p>本計画素案32～33ページ「障がい特性に配慮した支援」において、多様化する障がいに対する支援について記載しております。</p> <p>利用料の負担軽減について道内の自治体でも補助等を実施していると承知しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、他の自治体の動向を注視しながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>聴覚障害を持つ家族より申し上げます。</p> <p>計画素案1-3生活支援.障害者に配慮した支援について。</p> <p>よく見る聴覚障害者に対しての支援に「手話」については記載されているのですが、我が家の場合には80歳手前にして聴覚障害者になった中途難者ですので今から手話の習得も難しいので筆談しかないのかと思われます。</p> <p>総務省で行われている「電話リレーサービス」というのも利用しましたが、難しくて無理でした。家庭内で色々あったので心に傷を負ってしまったので生きしていくのに精一杯でスマホ等新しいものを学習するのも難しいので、まわりとのコミュニケーションを諦めているので何か良い方法、支援があると嬉しいです。</p> <p>p.11第4節-3 防犯について</p> <p>心の為ガラケーは持たせておりますが、聞こえないので電話で会話が出来ないので、110や119をする際にどうしたらよいのか？悩んでいます。何か良い方法や支援があると嬉しいです。</p> <p>前半に書かれている施策の方向</p> <p>1. 障害のある人への理解の推進には特に力を入れて欲しいところです。 下記に嫌な思いをした経験を記します。</p> <p>①買物公園を歩いている際にゆっくり歩いていたら、「邪魔だ邪魔だ！」と柄の悪い人に怒鳴られた ②空港バスの最前列に見た感じの健常者がドンと陣取っておりヘルプマークをつけていても譲ってくださる事はなく後方までやっとの思いでたどり着いた。 こちらは電気軌道社へ要望提出するも改善はされていない。本州の空港バスは会社により両サイド前方1～2列は優先席になっており、ロープで仕切っており案内の方に特性を説明するとロープを解除して下さり使用許可がおり利用させていただけた。 旭川は観光に力を入れたいとうたっているのならば、サービス業の方の人を迎える姿勢とは何かを考えて欲しい。 親の介護で旭川に戻ってきたが、非常に暮らしにくいと感じている。</p>	<p>今後も本計画素案19～23ページ「障がいのある方への理解の促進」に記載しております理解・啓発に係る施策をとおし、障がいや障がいのある方への理解促進を図って参ります。</p> <p>経験を踏まえた御意見をいただきありがとうございます。</p>

No.	御意見	旭川市の考え方
4	<p>就労継続支援事業所では、障害の特性に応じた支援を行う事が求められるため、サービスの質を確保する為、総量規制に付いて検討を行う。障がいのある人の自立と活躍を促進するため、障がいのある人による文化・芸術活動への取組や啓発を支援する。本市はノーマライゼーションの理念の浸透を図ることを目的として障害者週間記念事業や精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施するとともに、地域、学校、企業等からの要望に応じて、障がいのある人や意思疎通支援者を派遣する各種出前講座を実施することにより、障がいのある人に対する理解の浸透を図っている。障害者総合支援法に基づいて設置する協議会として、旭川市自立支援協議会を設置している。自立支援協議会では相談支援専門員が中心となって、本市における障害者福祉の地域課題を共有し、解決していくため、毎月定例で会議を開催しているほか、専門部会や必要に応じたプロジェクトチームを設置して地域課題の解決に取り組んでいる。児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うため、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置して要るほか、就学時や在学中において特別支援教育相談員による相談や、教育支援在学中において特別支援教育相談員による相談や、教育教育支援懇談会における専門家の意見聴取等を行っているところだ。障害のある人の雇用・就労の場としては、障害の程度や特性に寄りに「一般就労」や「福祉的就労」があり、「福祉的就労」の場となっている就労支援事業所については、障がいのある人の自立と活躍に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくと言う役割を担っているが、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することが必要だ。パラクロスカントリースキー日本代表合宿、日本パラパワーリфтティング連盟合宿、デフリンピック陸上日本代表合宿の受け入れや北海道障害者冬季スポーツ大会を開催している。</p> <p>＜＞の食事代を無料化にして欲しい。土・日曜も休みにして欲しい。</p>	<p>御意見の内容につきましては、今回の計画素案に概ね含まれているものと考えております。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動における活躍の場として大きな役割を担っていることから、適切な支援を行う。国は、ユニバーサルデザイン2020行動計画を策定し、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」について実行してきた。「手話言語の国際デー」及び「手話の日」に常盤ロータリータワーをブルーライトアップすることで、市民に対し手話言語や聴覚障がいに対する意識啓発を行う。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討は、保健、医療、福祉、関係者による「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場」を設置し、地域のメンタルヘルスに対する啓発や精神科医療機関の長期入院患者等が地域で安心して暮らせる様な地域づくりに向け協議を実施する。障がいのある人が就労を継続するためには、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理等の生活支援と一体と成った統合的な支援が必要だ。職親会等を通じた民間企業との交流の中で、障害者就労への理解の促進を図る。</p> <p>今後の炊事遠足、登山、りんご狩り、体験学習の参加は継続することになった。今後とも＜＞の月曜～金曜までを祝日を含む、又、土曜・日曜とも休日にして欲しい。</p>	<p>御意見の内容につきましては、今回の計画素案に概ね含まれているものと考えております。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>私自身は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、昨年末に旭川市に転入してきました。前に住んでいた町においては、精神障害の手帳交付者にはバス用のICカード1万円分が毎年助成され、移動の際には大変重宝しておりました。現在も旭川市の女性の一つとして精神障害の手帳交付者に対する旭川市内バス乗車料金の半額助成はありますが、残念なことに現在は現金だけの取り扱いということあります。</p> <p>そこで、この現金での半額助成との選択併用という形でICカード（バス用）の助成についてもご検討いただけませんでしょうか？個人のニーズに合わせた施策により、より一層の自立支援が図れるものと考えております。</p>	<p>本計画素案33～34ページ「安定した生活の支援」において、バス乗車料金の助成について記載しております。</p> <p>精神障がい者のバス利用に係る助成につきましては、ICカードの利用を含め、御意見を参考とさせていただきながら、充実を図れるよう努めて参ります。</p>
7	<p>生き生きと暮らす 自立と社会参加の促進。</p> <p>障がいのある人が、主体的に行動して、社会のあらゆる活動に参加して、生きがいをもつて生活できる事を願い、次の事について意見を述べます。</p> <p>第2節 4 安定した生活の支援 安定した生活を送るために、移動支援事業の利用が必要です。現在私の息子は、障がい支援区分6です。移動支援の支給時間 一月約35時間です。しかし、実際は利用時間はグループで一月2時間程度です。この、支給量と実際の利用時間差はここ何年たってもかわりません。事業所が増えない、支援者が増えない理由はあります。しかし、行政は改善をはかる試みをしている様には見受けられません。親の高齢化が進み8050問題が迫ってきています。すでに、身近では高齢の母親と男性の家庭は、生活が困難となってきています。親に何か起こった時、次に子供を託す場所は多くありません。現状を考え、移動支援を早急に潤滑に利用できるように旭川市として重点的に取り組んでくださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>本計画素案33～34ページ「安定した生活の支援」において、移動の支援について記載しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただき、旭川市自立支援協議会の協力を得ながら、施策の推進に取り組んでまいります。</p>
8	<p>（2）外出や移動の支援 福祉タクシー利用料金等助成について</p> <p>精神障がいの方 2級の方々まで支給が拡大しました。障がい者福祉の手引の障害程度を見ても、精神障がいの2級の方と療育手帳のB判定の方との違いがわかりません。療育手帳Bの方にも、福祉タクシー利用料金等助成の支給をお願い致します。過去に市 福祉課の方から次のような説明がありました。車性能が良くなつたのでガソリン券の金額を下げます。なるほど、この説明は同じ人がタクシーを一人利用するか、車を運転するかを比較したことです。障がいのある方本人が運転すること出来る。一人でタクシーで移動できる。本人一人でタクシーで移動できる方と、常に支援が必要な障がいの本人、どちらが困難が多いでしょうか？</p> <p>私は、息子 療育手帳Aです。どんなに頑張ってもタクシーで一人で移動することはできません。車の運転もできません。常に支援が必要です。市 福祉課の皆様は、障がいの特性を御理解のことと思っております。福祉タクシー料金等助成が、差別なく平等で使いやすい制度になりますように願います。尊厳をもつて、その人らしく旭川で暮らせる支援体制を願います。</p>	<p>本計画素案33～34ページ「安定した生活の支援」において、福祉タクシーチケット等について記載しており、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>